

国立高等専門学校が運用している「簡便な方法による入学試験成績開示制度」に係る開示対象者の範囲拡大について ～ 四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

総務省四国行政評価支局(局長:茂垣栄一)は、「国立高等専門学校が運用している簡便な方法による入学試験成績開示制度の開示対象者を不合格者のみならず合格者にまで広げてほしい」との行政相談を受け、四国地域行政苦情救済推進会議(座長:土田哲也香川大学名誉教授)に諮り、その意見を踏まえて、平成23年9月29日、四国内の国立高等専門学校(5校)に対し、開示対象者の範囲を合格者にまで広げるようあっせんしました。

(相談の内容)

私の息子は、四国内の国立高等専門学校を受験し合格したが、同校のホームページに掲載された入学試験成績開示制度をみると、開示申請できる者は不合格者のみとされており、合格者は対象とされていなかった。

自分が受験した入学試験の成績を知りたいという気持ちに合格・不合格は関係ないと思うので、合格者に対しても、入学試験成績の開示を認めてほしい。



(制度の概要)

- 国立高等専門学校機構は、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づく保有個人情報の開示請求とは別に、入学者選抜を受験した者の今後の学習等に資すること、及び入学者選抜に係る個人情報の開示業務を効率的に実施することを目的として「簡便な方法による入学試験成績開示制度」を導入・運用している。
- 国立高等専門学校機構は、開示する入学試験成績を、①総得点、②学力検査の科目別得点、③志望学科における順位又はランクとしているが、各学校の判断により、次の取扱いもできるものとしている。
 - ア 「総得点」を開示しないこと。
 - イ 「志望学科における順位又はランク」に替えて「志望学科の合格最低点」を開示すること、又は「志望学科における順位又はランク」と併せて「志望学科の合格最低点」を開示すること。
- 国立高等専門学校機構は、簡便な方法による入学試験成績開示の対象者を原則として学力検査による選抜を受験したすべての受験者としているが、当面は各学校の判断により不合格となった者のみを対象とすることができるとしている。

(当局の調査結果)

- 四国内の国立高等専門学校は、5校すべてが開示対象者を不合格者のみとしているが、全国の国立高等専門学校(四国の5校を除く46校)では、すべての受験者を対象としている学校が31校(67.4%)に上っている。
- すべての受験者を対象としている四国外の国立高等専門学校(5校)へのアンケート調査結果によると、開示件数に占める合格者の割合が70%を超えているなど、合格者からの成績開示に係るニーズは十分にあることがうかがえる上、5校とも、制度の運用において、合格者を含めて開示することによる支障等は生じていないと回答している。
- 四国内の国立大学法人(5大学)及び公立大学法人(3大学)並びに四国4県の県立高等学校とも、国立高等専門学校と同様の入学試験成績開示制度を設けているが、いずれの制度も、申請者の範囲を受験者本人としており、不合格者のみに限定した制度とはなっていない。

(あっせん内容)

成績開示を希望する受験者の負担軽減及び利便性の向上をより一層図る観点から、開示対象者の範囲を合格者にまで拡大することについて検討する必要がある。

【参考】四国地域行政苦情救済推進会議

苦情の処理に民間有識者の意見を反映させることにより、国民の視点に立った苦情解決を図ることを目的とする。

(構成員)

座長	土田 哲也	香川大学名誉教授
委員	石原 俊輔	四国経済連合会常務理事
委員	泉川 誉夫	四国新聞社編集局長
委員	兼間 道子	日本ケアシステム協会会長
委員	中井 慶子	高松ユネスコクラブ会長



(お問い合わせ先)

首席行政相談官 香川 定之
行政相談官 船越 孝志



電話：087-831-9204
FAX：087-831-4510